食料・農業・農村政策審議会 会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針 の改正について(諮問)

標記について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第15条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。